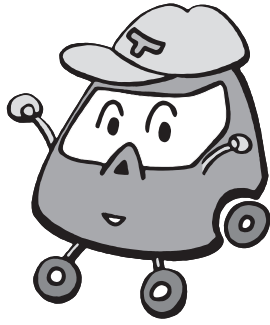


# 兵ト協ニュース

2014. 5 No. **334**



別宮の棚田（養父市）



## もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通省) 元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る 運用の取扱いについて……………	1
平成26年度 整備管理者選任前研修の実施について ……	3
(総務省) 「不法無線局対策強化期間」のお知らせ……………	5
(兵庫県) 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について・ 平成26年経済センサス-基礎調査・平成26年商業統計調査を 一体的に実施します……………	6 7
○ 神戸市消防局からのお知らせ	
危険物安全週間が実施されます……………	8
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ	
平成26年度「安全マネジメント認定セミナー」等の実施計画及び 協力依頼について……………	9
平成26年度 運行管理者等一般講習 開催のご案内……………	14
○ 事務局からのお知らせ	
「優良自動車運送事業者表彰」について……………	17
平成26年度『アルコール検知器導入促進助成事業』について ……	27
平成26年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング 検査助成制度概要……………	28
「平成26年度運輸安全マネジメント研修会」の開催について（ご案内）…	30
書面化推進説明会のご案内……………	32
平成26年度『安全装置等導入促進助成事業』について ……	34
平成26年度『定期健康診断受診料助成事業』について ……	37
平成26年度「融資及び助成制度のご案内」について ……	38
第55回通常総会の開催結果について ……	39
青年部協議会 チャリティ事業	
兵庫県児童養護連絡協議会の各施設へ電子辞書の寄付を行いました……	40
青年部協議会 研修事業	
「ドライバーも仕事もバンバン獲るセミナー」を開催しました……………	41
○ 陸災防のページ	
陸災防創立50周年記念 平成26年度「安全衛生標語」募集のご案内 ……	42
はい作業主任者技能講習会のお知らせ……………	44
○ 会員だより……………	49
○ 協会日誌……………	51



# 行政からのお知らせ



## 国土交通省

国自総第463号

国自貨第98号

平成15年2月14日

一部改正 平成20年3月28日

一部改正 平成26年3月24日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局総務課長

自動車交通局貨物課長

## 元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定（元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定）が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。

### 記

#### 1 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者（以下「元請事業者」という。）及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者（以下「下請事業者」という。）に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、「自動車運送事業の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。以下「監査方針」という。）に示されているところであるが、具体的な監査の端緒及び対象は次のとおりとする。

- ① 監査方針に定める監査の対象となる下請事業者に対する監査の結果、当該事業者における輸送の安全確保を阻害する行為が認められる若しくは疑われる元請事業者

- ② 「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成26年1月22日付け国自貨第103号)により様式2-1、様式2-2及び様式2-3による警告書が元請事業者に対し発出されており、当該警告書が発出された日から3年を超えない日までに当該警告書に係る違反行為と同様の違反行為が認められた場合における元請事業者及び下請事業者
- ③ 道路交通法第58条の5の規定による過積載車両に係る使用者等以外の者への発令が元請事業者になされた場合又は下請事業者の輸送の安全確保違反について、元請事業者が立件された場合における元請事業者及び下請事業者
- ④ その他、下請事業者等からの苦情等の情報により、監査すべきと判断される場合の元請事業者及び下請事業者

## 2 輸送の安全確保阻害行為の認定の要件

元請事業者の下請事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為の認定に当たっては、元請事業者の関与が次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- ① 元請事業者の指示が運送契約書又は運送依頼書等で明らかである場合
- ② 下請事業者が、元請事業者との関係において、運行方法、運送経路、出発・配送時間等実質的に元請事業者の指揮下にある場合などや、雇用関係と同視しうる専属的又は従属的關係にある場合
- ③ 元請事業者の指示行為は明らかでないものの、当該元請事業者と取引関係にある複数の下請事業者が同一の違反行為によって、輸送の安全確保に関する命令又は行政処分を受けているような場合

## 3 認定に当たっての留意事項

輸送の安全確保を阻害する行為の認定に当たっては、原則として、事故等に係る下請事業者及び元請事業者双方の運行管理者等、輸送の安全に対し権限を有する者から当該事実相違ない旨の書面を取り付けることとする。

附 則 (平成20年3月28日付け国自安第75号、国自貨第212号)

この通達は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則 (平成26年3月24日付け国自安第304号、国自貨第144号)

この通達は、平成26年4月1日から施行するものとする。

# 神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第6号

平成26年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、下記のとおり実施する。

平成26年4月1日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長

## 記

### 1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者（整備士の資格を有さない方）

### 2. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

### 3. 実施日時及び実施場所 上半期（4月～9月）

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成26年5月14日(水) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成26年5月7日(水)
平成26年5月21日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成26年5月14日(水)
平成26年7月11日(金) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成26年7月4日(金)
平成26年9月12日(金) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成26年9月5日(金)

### 4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、実施日の1月前よりファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

### 5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門

住 所：神戸市東灘区魚崎浜町34-2

TEL：078-453-1103 FAX：078-431-8761

## 整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

### 記

開催日：平成 年 月 日( )

時 間：13:30~16:30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館 (5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館 (2F)

(注) 希望される開催日を記載の上、該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。  
2. 申請書は楷書で記入して下さい。  
3. 受付は、13:00より始めます。  
4. なるべく公共交通機関をご利用ください。  
5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。  
6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門  
TEL: 078-453-1103  
FAX: 078-431-8761

## 「不法無線局対策強化期間」のお知らせ ～不法無線局は法律で罰せられます～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波に利用できるよう、電波利用環境保護の周知啓発活動を行うとともに、不法無線局への対策に取り組んでいます。

特に、この6月1日から6月30日までを「不法無線局対策強化期間」として設定し、警察や海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施しています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などを使用すると、電波法により処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、消防・救急・鉄道・防災などに使用する無線や携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

### 無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう！

※免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して、出力を大きくしたり指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

## 兵庫県

### 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県から光化学スモッグが発生するおそれのある4月21日から10月17日までを特別監視期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報発令地域の自動車については、発令時の運行自粛等を効果的に実施され、酸化物排出量の削減にご協力をお願いします。

#### 記

#### 1. 光化学スモッグ広報等発令対策地域

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

#### 2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種類】	【発令基準】
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

#### 3. 広報等発令の周知

- ・ 兵庫の環境ホームページ（URL：<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等





あなたの回答が、日本経済の力になる！

平成26年経済センサス-基礎調査

平成26年商業統計調査を一体的に実施します



- 経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。
- 商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。
- ◆調査票は平成26年6月末日までにお届けします。7月1日以降に提出をお願いします。
- ◆調査の意義・重要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省・兵庫県・各市町

【問合せ先】兵庫県企画県民部統計課 事業所統計係（経済センサス-基礎調査担当）  
商工業統計係（商業統計調査担当）  
TEL (078) 341-7711 内線2376、2377（事業所統計係） FAX (078) 362-4131  
内線2382、2384（商工業統計係）

平成26年  
7月1日  
(火)

平成26年  
経済センサス-基礎調査  
商業統計調査

経済センサス 検索

商業統計調査 検索

<http://e-census-syogyo.stat.go.jp/>

# 神戸市消防局からのお知らせ

神戸市消防局長

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月8日(日)から6月14日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申し上げます。

## 事業所の皆様へのお願い

### 1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

### 2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

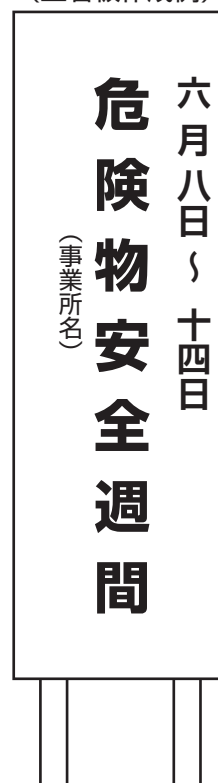
### 3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

### 4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)



## 自動車事故対策機構からのお知らせ

自対機大主管第69号の2  
平成26年3月31日

近畿トラック協会  
会長 殿

独立行政法人自動車事故対策機構  
大阪主管支所長

### 平成26年度「安全マネジメント認定セミナー」等の 実施計画及び協力依頼について

謹啓 陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の業務運営につきまして、格別のご理解とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、運輸安全マネジメントに係る標記セミナーを下記のとおり開催することとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、傘下団体への周知について格段のご配慮並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

#### 記

1. 講習種別
  - ①ガイドライン認定セミナー
  - ②リスク管理（基礎）認定セミナー
  - ③内部監査（基礎）認定セミナー
2. 開催日程  
別紙実施計画のとおり
3. 開催会場  
別紙実施計画のとおり

## 「国土交通省認定セミナー」を開催します。

独立行政法人自動車事故対策機構（以下、「NASVA」）は、国土交通省から、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして「ガイドライン」、「リスク管理（基礎）」、「内部監査（基礎）」について認定を受けました。

平成26年度よりNASVAは、この3種類の運輸安全マネジメントセミナー（以下、「認定セミナー」）を以下のとおり開催いたします。

### 認定セミナーの制度概要

#### 1. 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナー

認定セミナーとは、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナーです。なお、国土交通省が認定するセミナーの種類は次のとおりです。

〔1〕ガイドライン・〔2〕リスク管理（基礎）、〔3〕内部監査（基礎）、その他〕

#### 2. 受講者のメリット（監査インセンティブ）

運送事業者の経営管理部門<sup>（注1）</sup>の要員<sup>（注2）</sup>が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用<sup>（注3）</sup>していることが国土交通省において確認された場合には、地方運輸局の長期未監査を理由とする一般監査の対象としないことができるとされています。（制度に関する詳細は、国土交通省（<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/certif.html>）へお問い合わせ下さい。）

<sup>（注1）</sup>「経営管理部門」とは、現業実施部門（輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門）を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）と国土交通省が定義しています。なお、経営管理部門の範囲は、それぞれの事業者が定めるものです。

<sup>（注2）</sup>「経営管理部門の要員」が受講者に含まれていた場合、監査インセンティブの適用の際に当該受講者の情報（会社名・所在地、役職、氏名、受講日、セミナー種類）が必要となるため、当該情報を認定セミナーの制度に従い国土交通省に通知させていただきます。このため、セミナー申込時等の際、受講者が経営管理部門の要員かについて確認いたします。

<sup>（注3）</sup>「監査インセンティブ」の適用を受けるには、認定セミナーを受講した経営管理部門の要員が受講内容を活用し、その旨を記載した所定の調査票を国土交通省に送付する必要があります（注：認定セミナーを受講しただけでは適用されません）。調査票については、認定セミナー開催時に説明いたします。

## 認定セミナーの開催概要

### 1. 認定セミナー種類・受講料

次の3種類を開催致します。

受講料は、各セミナーごとにお1人様5,100円です。

(消費税、テキスト代を含む)

[1] ガイドライン セミナー @ 5,100円	上記ガイドライン全14項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に具体的事例を交えながら丁寧に解説します。
[2] リスク管理 (基礎) セミナー @ 5,100円	上記ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について具体的事例を交えながら解説及びケーススタディによるワークショップを行います。
[3] 内部監査 (基礎) セミナー @ 5,100円	上記ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について具体的事例を交えながら解説及びケーススタディによるワークショップを行います。

### 2. 開催スケジュール・お申し込み方法

平成26年度より、全国のNASVA支所で開催します。<http://www.nasva.go.jp>

開催スケジュールに関する情報は、別紙の認定セミナー実施計画をご覧ください。

セミナー受講のお申し込みは、添付の受講申込書兼受講票をご希望の地域のNASVA各支所へFAXにてご送付ください。

認定セミナーのお問い合わせ先

NASVA独立行政法人自動車事故対策機構

- ・ 大阪主管支所 TEL 06-6942-2804
- ・ 京都支所 TEL 075-694-5878
- ・ 兵庫支所 TEL 078-331-6890
- ・ 滋賀支所 TEL 077-585-8290
- ・ 奈良支所 TEL 0742-22-0613
- ・ 和歌山支所 TEL 073-431-7337

## 平成26年度 ガイドライン認定セミナー実施計画

大阪主管支所管内

支所名		時間	会場名・所在地	対象	定員
兵庫支所	平成26年6月17日(火)	13:00～16:20	兵庫県自動車会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	全業態	50
兵庫支所	平成26年12月2日(火)	9:00～12:20	兵庫県自動車会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	全業態	50

## 平成26年度 リスク管理(基礎)認定セミナー実施計画

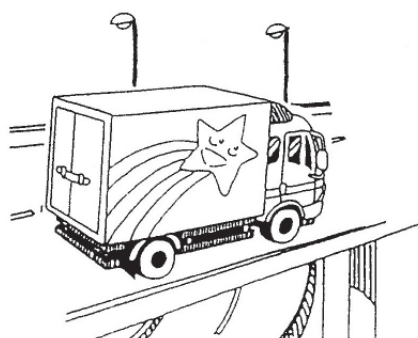
大阪主管支所管内

支所名		時間	会場名・所在地	対象	定員
兵庫支所	平成26年9月2日(火)	13:00～16:20	兵庫県自動車会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	全業態	35
兵庫支所	平成27年3月3日(火)	13:00～16:20	兵庫県自動車会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	全業態	35

## 平成26年度 内部監査(基礎)認定セミナー実施計画

大阪主管支所管内

支所名		時間	会場名・所在地	対象	定員
兵庫支所	平成26年12月2日(火)	13:00～16:20	兵庫県自動車会館 神戸市東灘区魚崎浜町33	全業態	20



**ちょっとした地球への思いやり  
エコ・ドライブ推進中！です**

# NASVAガイドライン・リスク管理(基礎)・内部監査(基礎)

## 受講申込書 兼 受講票

NASVA 受付印欄	支所宛	— お申込みされる支所名を記入して下さい	
	※ 営業所名まで記載して下さい (ふりがな) ( )		
	会社名 又は団体名		
	〒 —		
住所		TEL — —	
		FAX — —	
※ 受講済証に記載しますので正確に記入してください			
受講希望者		お役職	
(ふりがな) ( )		生年月日	
(氏名) ( )		( 年 月 日)	

・貴社の事業の種類 バス ハイヤー・タクシー トラック その他( )

・貴社の事業規模(保有車両数) 50両未満 50～100両 100～200両 200両～300両 300両以上

お申込担当氏名		※ 左記の受講者のほか複数名で申し込まれる場合は、本用紙をコピーの上ご使用下さい。
連絡先TEL		
受講希望者は、経営管理部門の要員ですか?	はい ・ いいえ	※ 受講のお申込みは先着順にて受付いたします。
		※ 定員に達した際は、お申込みをお断りする場合がありますのでご了承願います。

希望セミナーを <input checked="" type="checkbox"/>		※スケジュールをご確認の上、開催日と会場名を記入して下さい。		
<input type="checkbox"/> ガイドライン @ 5,100円	開催日時	平成 年 月 日 ( 曜日)	時～	
	会場名	( )		
<input type="checkbox"/> リスク管理(基礎) @ 5,100円	開催日時	平成 年 月 日 ( 曜日)	時～	
	会場名	( )		
<input type="checkbox"/> 内部監査(基礎) @ 5,100円	開催日時	平成 年 月 日 ( 曜日)	時～	
	会場名	( )		

### お申込み結果 ※事務局記入欄

お申込みが完了しました。当日、この受講票をご持参下さい。

申し訳ございませんが、満席となりました。

※ お申込み者が少ない際には、セミナー開催を中止する場合がございます。

### ～ 受講当日の注意事項 ～

※ 受講料は、受講当日の受付時にお支払い下さい。

※ 受講票(当機構よりFAXにて返送する受付印が押印された本用紙)を、必ずご持参下さい。

この用紙をご記入のうえ、ご希望のNASVA支所へ  
FAXにてお申し込み下さい。

## 平成26年度 運行管理者等一般講習 開催のご案内

事業者各位

独立行政法人

自動車事故対策機構 兵庫支所

平成26年度の運行管理者等一般講習を、下記の要領により開催致しますので、受講対象者に該当される方は、受講していただくよう宜しくお願いいたします。

記

### 〈受講対象者〉

①運輸支局及び陸運部に選任の届出を提出している運行管理者の方で、今年度の受講が必要な方。

【基本2年に1度の受講が義務付けられています。】

②その他、受講を希望される方。(運行管理者以外の方でも受講できます)

### 〈開催日〉

港湾 8/26 貨物	港湾 8/28 貨物	トラック 9/17 貨物	トラック 9/18 貨物	トラック 9/19 貨物	養父 10/8 全業態
養父 10/9 全業態	姫路 11/11 貨物	姫路 11/13 貨物	姫路 11/14 貨物	トラック 11/26 貨物	トラック 11/27 貨物
トラック 11/28 貨物	港湾 2/3 貨物	港湾 2/4 貨物	港湾 2/6 貨物		

### 〈開催会場等〉

港湾：神戸中央港湾労働者福祉センター (定員150名)

トラック：兵庫県トラック総合会館 (定員160名)

姫路：兵庫県立姫路労働会館 (定員210名)

養父：兵庫県立但馬長寿の郷 (郷ホール) (定員100名)

※ 神戸中央港湾労働者福祉センター及び兵庫県トラック総合会館には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用下さい。姫路労働会館には十数台しかございません。

### 〈受講の予約方法等〉

独立行政法人自動車事故対策機構ホームページ (NASVAホームページ)

<http://www.nasva.go.jp/>

より、指導講習予約システム (ページ中程「講習の予約はこちら」よりリンク) にアクセスして予約してください。

予約には、Eメールアドレスが必要になります。

予約受付開始日 講習開催日の三ヶ月前



### 〈講習時間・受講料〉

受付時間：9時00分～9時50分 講習時間：9時50分～16時00分

受講料：1人3,100円（消費税含む）（協会員については協会による助成があります。）

講習当日は以下の書類をご持参下さい。

- ① 予約確認書（予約後に印刷してご持参ください）
- ② 指導講習手帳〈お持ちでない方は、顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm裏に氏名記入）〉
- ③ 次ページの運行管理者等講習交付金申込書

### 〈問合せ先〉

〒650-0024 神戸市中央区海岸通2丁目3-10（萬利ビル2階）

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 TEL 078-331-6890

※ 年度の最終となる講習日（2月開催の講習）には駆け込み予約が集中していますので、なるべく早い時期に受講していただくようお願いします。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から  
5号湾岸線へ迂回をお願いします!!**

- ※ 講習受付時にこの用紙を提出して頂くことで兵庫県トラック協会の助成が受けられます。
- ※ 誤って窓口で受講料を支払われた場合は、助成の対象となりませんのでご注意ください。
- ※ この用紙はコピーして使用することができます。3枚に切り離してご使用ください。

---

## 平成26年度 運行管理者等講習 交付金申込書

独立行政法人

自動車事故対策機構兵庫支所殿

下記受講者については、一般社団法人兵庫県トラック協会の助成により  
(基礎・一般)講習を受講します。

ふりがな

受講者氏名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 印

所属営業所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

受講年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (基礎講習は1日目を記入)

---

## 平成26年度 運行管理者等講習 交付金申込書

独立行政法人

自動車事故対策機構兵庫支所殿

下記受講者については、一般社団法人兵庫県トラック協会の助成により  
(基礎・一般)講習を受講します。

ふりがな

受講者氏名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 印

所属営業所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

受講年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (基礎講習は1日目を記入)

---

## 平成26年度 運行管理者等講習 交付金申込書

独立行政法人

自動車事故対策機構兵庫支所殿

下記受講者については、一般社団法人兵庫県トラック協会の助成により  
(基礎・一般)講習を受講します。

ふりがな

受講者氏名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 印

所属営業所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

受講年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (基礎講習は1日目を記入)

## 事務局からのお知らせ

平成26年5月1日

会 員 各 位

(一社) 兵庫県トラック協会  
会 長 福 永 征 秀

### 「優良自動車運送事業者表彰」について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿運輸局では良質な運送サービスの提供、安全対策、環境対策、福祉対策、地域活動等に積極的に取り組み社会貢献等、優良な事業活動を展開されている運送事業者に対して「優良自動車運送事業者表彰」を実施しています。

つきましては、下記表彰基準を満たす会員におかれましては、別紙申請書《様式2》宣誓書(コピーのうえ記載して下さい。)に必要書類を添付のうえ、平成26年5月30日(金)まで当協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願い申し上げます。

近運達甲第1号

平成13年5月21日  
近 畿 運 輸 局 長

### 優良自動車運送事業者表彰内規

改正 平成15年6月16日 近運達甲第9号  
改正 平成17年5月19日 近運達甲第8号  
改正 平成19年3月27日 近運達甲第40号  
改正 平成21年1月16日 近運達甲第33号  
改正 平成23年5月10日 近運達甲第3号

第1条 近畿運輸局管内(兵庫陸運部含む。以下同じ)優良自動車運送事業者の表彰については、近畿運輸局表彰規程によるほか、この内規による。

第2条 この表彰は、法令を遵守し、良質な運送サービスを提供するとともに、安全・サービス対策、環境対策、福祉対策、地域活動等へ積極的に取り組んで、社会的貢献を果たしている自動車運送事業者に対し一定の評価を行うとともに、他の事業者にも同様の努力を喚起することを目的とする。

第3条 この内規は、近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づ

く許可又は認可を受けて事業を営んでいる者であって、優良自動車運送事業者表彰を受けようとする者に対して適用する。

第4条 表彰は、次条の基準の各項に適合する事業者に対し、別紙様式1による表彰状を授与して行う。

第5条 近畿運輸局長表彰の審査基準は、次の各項による。

1. 許可又は認可を受けてから3年以上事業を継続している事業者であること。
2. 公示基準に定める車両数を保有していること。
3. 第一当事者として、自動車事故報告規則第2条(1)、(2)及び(3)に該当する事故を1年間惹起していないこと。
4. 基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと（行政処分の原因となる事実が確認された場合を含む。）。
5. 道路運送法のみならず関係法令等（本省通達により示された指針等を含む。）の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。
6. 安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、安全管理規程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出（変更届出）がなされていること。  
その他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっての指針が策定されていること。  
また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後100日以内になされていること。
7. 貨物自動車運送事業者にあつては、近畿管内において、貨物自動車運送適正化事業実施機関により、輸送の安全確保に努めていると、評価を受けていること（貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の認定を受けていること。）。
8. 良質な輸送サービスを提供していること（基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談等により問題が解決していると認められること。）。
9. 基準日前1年以内において、別表に掲げる項目のいずれか1項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。
10. 原則として各団体・協会の推薦を受けたものであること。

第6条 前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年の3月31日とする。

ただし、事業者は、審査基準日以降表彰日までの間においても、審査基準を満たしていなければならないものとする。

第7条 表彰を受けようとする者は、別紙様式2により毎年6月30日までに運輸支局長（兵庫陸運部長）を経由して運輸局長あて申請するものとする。

第8条 表彰式は、原則として10月に行う。

#### 付 則

1. この内規は、平成13年5月21日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成13年3月31日から適用する。
2. 第5条及び第6条の規定は、平成15年3月31日から適用する。
3. 第5条及び第6条の規定は、平成17年3月31日から適用する。
4. (1)第5条及び第6条の規定は、平成19年3月31日から適用する。  
(2)第5条第8項に定める別表<社会的貢献の項目>①のただし書きは、平成19年度の表彰にあっては適用しない。  
また、⑨の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成19年度の表彰にあっては、従前の基準（25%）とする。
5. 第5条及び第6条の規定は、平成21年3月31日から適用する。
6. (1)第5条及び第6条の規定は、平成23年3月31日から適用する。  
(2)第5条第9項に定める別表<社会的貢献の項目>⑦の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成23年度の表彰にあっては、従前の基準（30%）とする。



## 別 表

### <社会的貢献の項目>

第5条9項の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。

① 以下に掲げる区分に従い、いずれかの低公害車を規定する台数以上導入していること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。(2回目以降の導入車両数も同数とする。)

ア. バス事業者	電気自動車 (PHV車含む)、ハイブリッド自動車、 CNG自動車	1台以上
イ. タクシー事業者	電気自動車 (PHV車含む) ハイブリッド自動車 導入車両数比率 (導入車両数 ÷ 保有車数) が10%以上 (2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回の導入率より10%以上上昇していること。)	1台以上
ウ. トラック事業者	電気自動車 (PHV車含む)、ハイブリッド自動車、 大型CNG自動車 CNG車	1台以上 3台以上
	ただし、CNG車については、導入の結果、低公害車の導入比率が向上する 場合に限る。	

② デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム (EMS) を導入していること。

デジタル式運行記録計の装着は、乗合旅客自動車運送事業者及び貸切旅客自動車運送事業者並びに乗用旅客自動車運送事業者については、導入車両数比率 (導入車両数 ÷ 保有車数) が50%以上貨物自動車運送事業者については、全車両に装着すること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。

③ 地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO<sub>2</sub>を削減するために、近畿管内の全営業所を対象に、CO<sub>2</sub>の削減計画を策定し、5年間でエネルギー消費原単位の5%を超える削減していること。

エネルギー消費原単位とは、改正省エネ法に規定するエネルギー消費量 ÷ 輸送キロ (輸送トンキロ) とする (2回目以降も同様とする。)

④ ISO14001を新規に取得していること。

⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を新規に取得していること。

⑥ 福祉対策、安全・環境対策、物流効率化・適正取引、公共交通の確保維持・利便性向上・利用促進に資する事業（交通に関するもの）等であって、国、自治体、公益法人等、大学が行う実証実験等に参画していること（ただし、企画の段階から参画していると認められるものに限る。）。

⑦ 以下の区分に従い、福祉対応型車両の導入について、いずれかの要件を満たしていること。

ア. 乗合バス ノンステップバスの導入率70%以上又は車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスの導入率が25%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上上昇していること。）。

イ. 貸切バス 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるものであること。

ウ. 福祉タクシー（寝台自動車を除く）

車椅子又は寝台のまま乗車できるものであって、車椅子専用車、車椅子・寝台兼用車は年度に導入が1台以上、回転シート車については、その導入率が30%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上、上昇していること。）。

ただし、事業許可を「福祉車両限定」で受けている者を除く。

⑧ 交通に関連した福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰（感謝状を含む。）を受けていること。

⑨ 交通に関連した地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰（安全運転管理者等の永年勤続的なものを除く）（感謝状を含む。）を受けていること。

⑩ その他新規サービス・先進的取組等により社会的責任が顕著であると認められること。



## 優良自動車運送事業者表彰申請書

平成 年 月 日

近畿運輸局長

殿

氏名又は名称

代表者名

印

住 所

近畿運輸局優良自動車運送事業者表彰内規第7条の規定に基づき、下記により平成25年度の表彰を受賞いたしたく申請します。

記

## 1. 事業者の概要

項 目	内 容	★審査欄
事 業 者 名	(ふりがな) ----- 代表取締役氏名	適・否
住 所	(管内に本社がない方は、管内の主たる営業所の住所を記載して下さい。)	適・否
事 業 の 種 類	(該当する事業を○で囲んで下さい。) 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 一般貨物	適・否
営 業 区 域	(現在営業所を設置しているすべての府県を○で囲んで下さい。) 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県	適・否
免 許 ( 許 可 ) 認 可 年 月 日 及 び 番 号 事 業 年 度	(事業の許可取得、または管内営業区域の許可日を記載して下さい。) 昭和 ・ 平成 年 月 日 近運(大陸) 第 号 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	適・否



項 目	内 容	★審査欄
車 両 数	(管内の営業所に配置する車両の総数を記載して下さい。  台  (うちトレーラー 台)	適・否
重 大 事 故	(第一当事者として、重大事故を一年間惹起していないこと。)  重 大 事 故 無 ・ 有 (事故発生日： )	適・否
行 政 処 分	(基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。)  行 政 処 分 無 ・ 有 (処分命令日： )	適・否
安全マネジメント	安全管理規程届出 有 (平成 年 月 日) 無 安全管理指針策定 有 ・ 無 ※安全管理規程及び指針については、目次等構成が分かる部分の写し等を添付 して下さい。 安全統括管理者届出 有 (平成 年 月 日) 無 輸送の安全にかかわる情報の公表 有 (平成 年 月 日)、 無	適・否
輸 送 サ ー ビ ス	(基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を 受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談 等により問題が決していると認められること。)  苦 情 申 告 無 ・ 有 事 故 等 の 示 談 無 ・ 有	適・否
G マ ー ク 認 定 (貨物事業者)	※貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の認定を受けている営業所名、 認定年月日を記載して下さい。  大 阪 ( 営業所、 年 月 日) 京 都 ( 営業所、 年 月 日) 兵 庫 ( 営業所、 年 月 日) 滋 賀 ( 営業所、 年 月 日) 奈 良 ( 営業所、 年 月 日) 和 歌 山 ( 営業所、 年 月 日)	適・否

## 2. 社会的貢献（表彰内規別表）に関する事項について

項 目	内 容	★審査欄
1. 環境対策	<p>・低公害車を導入した。</p> <p>電気自動車（PHV車含む）                      導入車両数                      台</p> <p>ハイブリッド自動車                              導入車両数                      台</p> <p>CNG自動車    導入車両数                      台</p> <p>適・否</p> <p>・タクシー事業であって、ハイブリッド自動車を導入した。</p> <p>導入車両数                      台÷全保有車両数                      台＝                      %</p>	適・否
	<p>・デジタル式運行記録計を活用したエコドライブ管理システム（EMS）を導入した。</p> <p>導入車両数                      台÷全保有車両数                      台＝                      %</p> <p>※補助認定書類あるいは契約書（写）等を添付して下さい。</p>	適・否
	<p>・CO<sub>2</sub>の削減計画を策定し、5年間で5%を超える削減をした。</p> <p>※計画や実践については、改正省エネ法に規定する中長期計画書や定期報告書を活用して作成し、添付してください。</p> <p>※排出量取引によるCO<sub>2</sub>削減の取組の場合は、上記計画書及び報告書と排出量取引に係る算出根拠、グリーン電力証書（写）等を添付してください。</p>	適・否
	<p>・ISO14001を新規に取得した。</p> <p>平成                      年                      月                      日</p> <p>※認定証（写）を添付して下さい。</p>	適・否
	<p>・「グリーン経営」を新規に取得した。</p> <p>平成                      年                      月                      日</p> <p>※認定証（写）を添付して下さい。</p>	適・否
2. 実証実験	<p>・交通に関する実証実験等に参画した。</p> <p>実験名称： _____</p> <p>実施主体： _____</p> <p>※内容が分かる資料を添付して下さい。</p>	適・否
3. 福祉対策	<p>【乗合バス事業】</p> <p>・ノンステップバスを30%以上導入した。</p> <p>導入車両数                      台÷全保有車両数                      台＝                      %</p> <p>・車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを25%以上導入した。</p> <p>導入車両数                      台÷全保有車両数                      台＝                      %</p> <p>※パンフレット等を添付して下さい。</p>	適・否

項 目	内 容	★審査欄
3. 福 祉 対 策	<b>【貸切バス事業】</b> ・ 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを導入した。 <div style="text-align: right;">導入車両数                      台</div> ※自動車検査証（写）を添付して下さい。	適・否
	<b>【タクシー事業】</b> ・ 福祉タクシー（寝台自動車を除く）を導入した。 <div style="text-align: right;">導入車両数                      台</div> ・ 回転シート車を30%以上導入した。 <div style="text-align: right;">導入車両数              台 ÷ 全保有車両数              台 =              %</div> ※自動車検査証（写）を添付して下さい。	適・否
	・ 交通に関連した福祉活動等への貢献で、表彰（感謝状を含む）を受けた。 受賞年月日：      平成          年          月          日 表 彰 者 名： 表彰の種類： ※表彰状（写）を添付して下さい。	適・否
4. 地 域 活 動 等	・ 交通に関連した地域活動等で貢献をして、表彰（感謝状を含む）を受けた。 受賞年月日：      平成          年          月          日 表 彰 者 名： 表彰の種類： ※表彰状（写）を添付して下さい。	適・否
5. そ の 他	・ 新規サービス、先進的取組等により社会的貢献に寄与した。 具体的内容：  ※内容が分かる資料を添付して下さい。	適・否

**【記入上の注意】**

1. 「★審査欄」は、所属協会等において事業者ヒアリングを実施して、事前審査の結果を記入して下さい。
2. 特に指定する資料以外で、新聞記事等、参考になるとと思われるものがあれば、添付して下さい。
3. 記載欄が不足する場合は、別葉（書式は問いません）で補足をして下さい。

近畿運輸局長 殿

# 宣 誓 書

この度、優良自動車運送事業者表彰申請書を提出するにあたり、当社は表彰内規第5条第5項及び第8項に規定されている下記事項に適合していることを宣誓します。

## 記

1. 良質な輸送サービスを提供していること。
2. 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入していること。
3. 燃料サーチャージの導入や適正な運賃収受に努める等、公正取引に精励していること。
4. 行政が求める報告書等の提出が確実に実施されていること。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

⑩

## 平成26年度『アルコール検知器導入促進助成事業』について

兵ト協では、会員事業者が点呼の際に飲酒の有無を確認するため、一定の条件を満たしたアルコール検知器を導入した場合にその導入費用の一部を助成いたします。なお、当助成事業については協会ホームページにも掲載しています。

記

### 1. 助成対象者

兵庫県トラック協会会員事業者

### 2. 対象装置 ※国からの補助金が交付されていないことが条件

ハンディタイプを除く機器（但し、ハンディタイプであっても日時等を含む検査結果が記録紙、パソコンに取り込めるデータ等で保存可能な記録型機器は助成対象）で下記の基準に適合する装置

1. 記録型装置か遠隔地での検査結果を管理するための装置
2. 平成26年4月1日から平成27年2月28日までに装置を購入（導入）し、かつ支払いが終了したもの。

### 3. 交付額及び上限等

検知器本体導入費用（消費税除く）の1/2（千円未満は切捨て）で15万円が上限

1. 申請は1会員あたり1台まで
2. オプション付属品、センサー交換、保守費用などは助成対象外

### 4. 申請方法

「平成26年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」に請求書、領収書等必要書類を添付し兵ト協に申請して下さい。

※ 助成金交付請求書様式については、兵ト協ホームページよりダウンロードまたは「26年度融資及び助成制度のご案内」からコピーをお願いします。

### 5. 締め切り

平成27年3月10日（火）

但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切り

### 6. 申込み・お問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL：078-882-5556 FAX：078-882-5565

# 平成26年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」 スクリーニング検査助成制度概要

## 1. 助成対象

会員事業者が兵庫県内の営業所で雇用する運転者等であって、兵ト協または全ト協が指定する検査・医療機関においてSASスクリーニング検査を受診させた者

## 2. 助成額及び人数

兵ト協および全ト協は各々検査費用の半額（上限2,500円/人）を助成する。

なお、一会員あたりの助成人数の上限は、100名とする。

ただし、パルスオキシメーターのデータ取得不備等による再検査費用は助成の対象としない。

※次項(2) の申込は兵ト協予算に達し次第締め切る。ただし、全ト協予算が兵ト協予算より少ないため、全ト協助成は次項(4) の申請を優先に助成をおこない、全ト協の予算に達した場合は兵ト協のみ助成をおこなう。

## 3. 申請の流れ

(1) 助成限度額（予算）および利用状況等による助成適用の可否を事前に兵ト協に確認する。

(2) 「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」を提出する。

※申込書の提出期限は、平成26年12月20日までとする。

(3) 「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-3】」を指定検査・医療機関に提出する。

(4) 「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書【様式1-4】」を提出する。

※助成金申請書の提出期限は、原則、平成27年1月20日までとする。ただし、期限が過ぎた場合であっても【様式1-1】の提出が完了している会員が平成27年2月20日までに助成金申請書を提出された場合は、前項助成額のうち兵ト協分のみを交付する。

(5) 助成金申請書の提出後、2カ月以内に「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1-6】」を提出する。

## 4. 助成金の交付

助成金の交付は、原則平成27年3月末日までにおこなう。

## 5. 申請様式等

ア. 「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」

イ. 「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-3】」

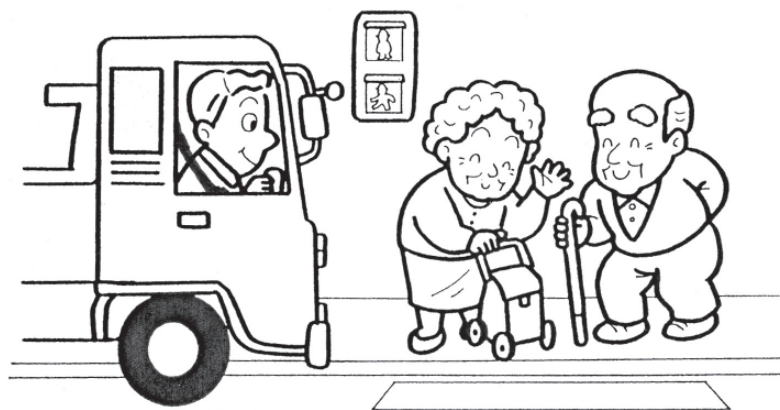
ウ. 「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書【様式1-4】」

エ. 「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1-6】」

※ 各様式については、兵ト協ホームページよりダウンロードまたは「26年度融資及び助成制度のご案内」からコピーをお願いします。

## 6. 指定 検査・医療機関

兵ト協ホームページ、または『平成26年度融資および助成制度のご案内』によりご確認ください。



## 「平成26年度運輸安全マネジメント研修会」の開催について (ご案内)

平成18年10月からトラック事業者の経営トップから現場の運転者まで一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」が導入されましたが、中小規模事業者にあっては依然としてその実施率が低い状況にあります。

この度、当該制度の更なる普及・啓発を目的に、標記研修会を開催いたしますので、経営者又は管理者の皆様にご参加いただきますよう、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、研修会参加をご希望される方は、参加申込書に所定事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

### 記

#### 1 日時・場所

【神戸会場】平成26年5月20日（火）13：30より（約90分）

兵庫県トラック総合会館 3階 大会議室

神戸市灘区大石東町2-4-27

【姫路会場】平成26年5月22日（木）13：30より（約90分）

兵庫県トラック協会西部研修センター 2階 会議室

姫路市中地字村東26-1

#### 2 研修会内容

テーマ 「運輸安全マネジメントの確立に向けて」

事故防止等安全対策マニュアル（2014年度版）を使用し、安全管理体制を構築・改善するための全般的な方法を、事例を交えながら具体的に解説します。

講師 （公財）関西交通経済研究センター

運輸安全マネジメント支援センター 主任研究員 下谷 富雄 氏

#### 3 受講対象

経営者又は管理者

#### 4 その他

平成26年度より、安全性評価事業（Gマーク）の認定要件が変更され、安全性に対する取組の積極性における自認事項「外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している」において、運輸安全マネジメントセミナー等を管理者等が受講した場合は2点付与の対象となります。

以上



(一社) 兵庫県トラック協会  
適正化事業部行  
(FAX 078-882-5565)

## 『平成26年度運輸安全マネジメント研修会』参加申込書

参加をご希望される会場名に○印を付して下さい。

平成26年5月20日(火) 13:30より 神戸会場 ( )

平成26年5月22日(木) 13:30より 姫路会場 ( )

事業者名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

参加者氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

所属支部名 \_\_\_\_\_

## 書面化推進説明会のご案内

適正取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止等を確認なものとするため、平成26年1月22日付で、①貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正、②標準運送約款の改正、③書面化推進ガイドラインが公表され、平成26年4月1日から施行されました。

これにより、荷主、元請から実運送を担うトラック事業者に至る各々の事業者間において、運送契約書面化が求められることとなりました。(努力義務)

今回の改正は、標準運送約款に定められた燃料サーチャージ、有料道路使用料、更に、車両留置料や付帯業務についても記載することにより、適正取引の確保につなげようとするものです。

すべての運送行為について契約書面化は難しい部分もありますが、書面化の趣旨はトラック運送事業者を支援する施策であります。

これに関して、兵ト協ニュース5月号で全日本トラック協会作成のリーフレットは送付させていただいたところですが、この度、神戸運輸監理部兵庫陸運部と兵庫県トラック協会が作成しました小冊子を用いて説明会を開催します。

受講される方は、次ページ「参加申込書」によりFAXにて当協会(FAX 078-882-5565)までお申し込み下さい。

### 記

開催日時 <神戸会場>

日 程：平成26年6月23日(月)13:30～(約90分)

場 所：兵庫県トラック総合会館 大会議室

<姫路会場>

日 程：平成26年6月24日(火)13:30～(約90分)

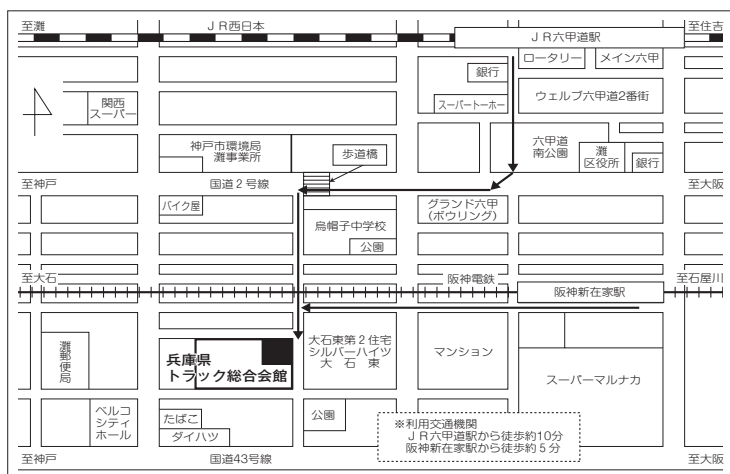
場 所：兵庫県トラック協会 西部研修センター

講 師 日本PMIコンサルティング株式会社 主席コンサルタント 小坂 真弘 氏

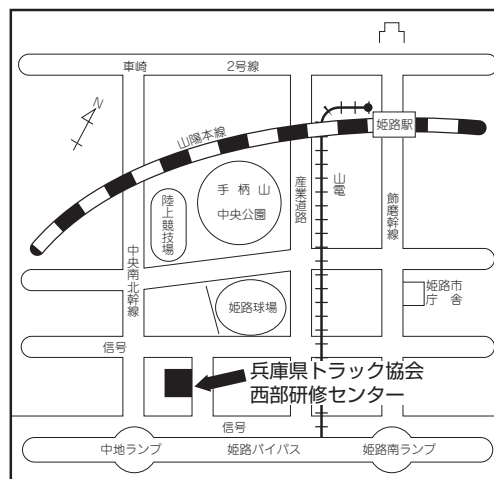
主 催 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部・一般社団法人兵庫県トラック協会

担 当：兵庫県トラック協会 適正化事業部

## 神戸会場



## 姫路会場



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ100m、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

## 『運送契約書面化の推進にかかる説明会』参加申込書

兵庫県トラック協会（適正化事業部）宛

(FAX 078-882-5565)

参加希望会場	日時	場所
神戸	平成26年6月23日(月) 13:30～	兵庫県トラック総合会館 大会議室
姫路	平成26年6月24日(火) 13:30～	兵庫県トラック協会 西部研修センター

※参加希望会場のいずれかを○で囲んでください

事業者名 \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

所属支部名 \_\_\_\_\_

## 平成26年度『安全装置等導入促進助成事業』について

兵ト協では、交通事故防止を目的に、会員事業者が指定の安全装置を（平成26年4月以降）導入した場合に助成を行います。なお、当助成事業については協会ホームページにも掲載しています。

### 記

#### 1. 助成対象者

兵庫県トラック協会会員事業者

#### 2. 対象装置（別紙） ※国からの補助金が交付されていないことが条件

全ト協指定の平成26年度に導入された下記安全装置

- 1 後方視野確認支援装置
- 2 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置
- 3 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク事業所のみ）

#### 3. 交付額及び上限等

1台あたり 2万円（全ト協1万円、兵ト協1万円）※予算に達した場合は一方のみ  
1会員の申請台数は20台が上限

#### 4. 申請方法

「安全装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書」（ダウンロード可）に車検証、領収書等必要書類を添付し兵ト協に申請して下さい。

#### 5. 締め切り

平成27年2月27日（金）

但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切り

#### 6. 申込み・お問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL：078-882-5556 FAX：078-882-5565

# 平成26年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成26年4月1日現在

## 後方視野支援装置

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ヴェーテック	リアビューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N、TKV-S30〈但し、TKV-S30 (OD) は除く〉(注2) TKV-S30D、TKV-S30DF、VA-S50
	ナイスビューモニター 「対象機種」 VW-S10、VW-S20、VW-SN20、VA-S40
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900 シリーズ ST-500 シリーズ STR-100 シリーズ(注4) (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、STR-100D、STR-100FSは除く)
(株)ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702 (天吊り型)、TS706、TM706
クラリオン(株)	カメラ & モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット： LAA-057-100 又は LAA-057-110」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-6000、CM-7200、CM-7200A、CM-7210 (注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB BE-RV200-RA、BE-RV200-RB BE-RV141-RA、BE-RV141-RB
(株)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-8000 (注3)、AP-8500Q、AP-4300/S
槌屋ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA XC-M9SA、XC-M9MA、XC-M9LA、XC-M9XA、XC-M9YA
C B C (株)	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15 ZMC-RVS11S-20、ZMC-RVS11S-15 ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S ZMC-RVS33N、ZMC-RVS33S ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S
日本セラミック(株)	OSD ソナーシステム E215-TM00、E215-TS00

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。

(注2) TKV-S30 (OD) はオンダッシュ方式のため対象外。

識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30 (OD)」と明記されている。

(注3) AP-8000の装着には、別途アタッチメント (AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080) が必要。

AP-8000/od はオンダッシュ方式のため対象外。

(注4) STR-100 シリーズはドライブレコーダ (標準型) との一体型、個別に申請が必要。

# 平成26年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

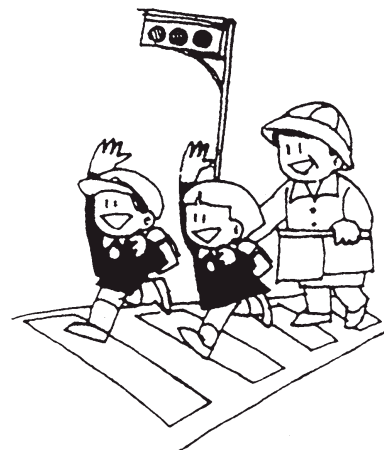
平成26年4月1日現在

## 呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称・型式
東海電子(株)	ALC-ZERO 「対象型式」 T-ALC-LK100 (カメラなし、SDなし)
	ALC-ZERO II 「対象型式」 T-ALC-LK200 (カメラ、SDあり)
秋田県貿易(株)	アルコ・インターロック Pro FIT228-LC

## IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器

装置メーカー名	品名	型式	備考
東海電子(株)	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200	H26.4 追加
(株)タニタ	アルプロ	FC-1000	
		FC-1008D	H26.4.17 追加
サンコーテクノ(株)	アルコガーディアン モバイル TR-1	TR-1	
	アルコガーディアン モバイル TR-2	TR-2	専用スマホとセット



平成26年 5月

## 平成26年度『定期健康診断受診料助成事業』について

兵ト協では、会員運転者の健康増進や疾病予防と交通事故防止を目的に、定期健康診断受診料の一部を助成いたします。なお、当助成事業については協会ホームページにも掲載しています。

### 記

#### 1. 助成対象

兵ト協会員県内営業所所属の選任運転者（運転者台帳作成）が定期健康診断を受診した場合の受診料

（4月1日以降に受診）

#### 2. 交付額及び上限等

1名あたり 1,000円 1名につき年1回

（但し、深夜業務の方に限り深夜業務従事者の健康診断として2回目可）

1会員の上限申請人数 200名

#### 3. 申請方法

「定期健康診断助成金申請書」（ダウンロード可）に受診者名簿、領収書等必要書類を添付し兵ト協に申請して下さい。

#### 4. 締め切り

平成27年2月27日（金）

但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切り

#### 5. 申込み・お問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL：078-882-5556 FAX：078-882-5565

## 平成26年度「融資及び助成制度のご案内」について

兵ト協が実施する各種助成制度について、現在確定している要綱を冊子にまとめ同封しましたのでご活用下さい。

その他については、今後決定次第ホームページで公表し、全て出そろった時点で、冊子にまとめ第2段として兵ト協ニュースに同封しますのでよろしく申し上げます。

(今回の冊子に掲載した助成)

- 1 第38回近代化（一般）融資、ポスト新長期融資、特別増車事業融資
- 2 セーフティーネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への信用保証料及び利子補給助成金
- 3 エコドライブ管理システム（EMS）及びドライブレコーダー機器導入促進助成
- 4 「中小企業大講堂講座」受講促進助成
- 5 ドライバー等安全教育訓練促進助成
- 6 セーフティー&エコドライブ教育訓練促進助成
- 7 安全装置等導入促進助成
- 8 トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査費用の助成
- 9 運行管理者講習受講料の助成
- 10 適性診断受診料の助成
- 11 運転経歴証明書申請手数料の助成
- 12 アイドリングストップ支援機器導入助成
- 13 定期健康診断受診料助成
- 14 アルコール検知器導入促進助成

※ 詳しくは、業務部にお問い合わせ下さい。





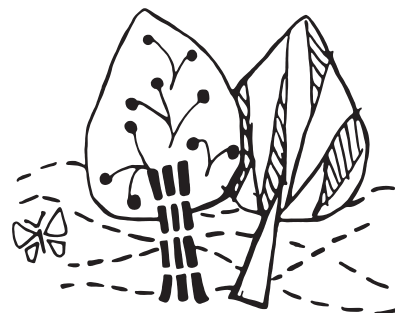
## 第55回通常総会の開催結果について

平成26年3月28日(金)午後2時から兵庫県トラック総合会館において、第55回通常総会が開催され、全ての議案について可決されました。

### ○議事

- 第1号議案 平成26年度事業計画(案)の承認の件
- 第2号議案 平成26年度一般会計収支予算(案)及び研修会館特別会計  
収支予算(案)の承認の件
- 第3号議案 平成26年度交付金に係る事業計画(案)、収支予算(案)及び平成26年度交付  
金事業運営関連特別会計収支予算(案)並びに基金の一部処分(案)の承認の件
- 第4号議案 平成26年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画(案)及び収支予  
算(案)の承認の件
- 第5号議案 会費に関する規程(案)制定の件
- 第6号議案 役員の報酬並びに費用に関する規程(案)制定の件

以上



## 青年部協議会 チャリティ事業 兵庫県児童養護連絡協議会の各施設へ電子辞書の寄付を行いました

当協議会では、毎年度4つの事業を中心に活動しており、その一つに交通事故遺児や事故後遺症を持つ方々への支援を中心としたチャリティ事業を行っております。この度、兵庫県児童養護連絡協議会の各施設の中高生を対象に電子辞書を寄付させていただきました。

施設を実際に訪問させていただき、トラック輸送業界のPRも行っていました。お子さん達は元気いっぱい走り回っていましたが、ビデオを観る時は真剣に観てくれていましたし、質問の時間では次々と手を挙げてくれました。少しはトラック輸送のことを分かってくれたのではと思っております。

当協議会では今後もチャリティ・ボランティア活動を継続して行っていきます。

当協議会役員を中心に下記日程にて贈呈式を行いました。

①4月12日(土) 10時30分から  
児童養護施設 三光塾(西宮市)

②4月12日(土) 14時00分から  
児童養護施設 聖智学園(淡路市)

③4月19日(土) 10時30分から  
アメニティホーム 広畑学園(姫路市)



## 青年部協議会 研修事業

### 「ドライバーも仕事もバンバン獲るセミナー」を開催しました

株式会社船井総合研究所の橋本氏を講師にお招きし、ドライバーの採用についてセミナーを開催していただきました。ダメな経営者の特徴を具体的に指摘するなど受講者にとっては厳しい部分もありましたが、ホームページの作り方、求人票の書き方などすぐに実践できる内容もあり、受講者は真剣に聞き入っていました。自社のモデル社員をピックアップし他社との比較などグループワークでは大いに盛り上がり、自社を見つめ直す良い機会になったのではないのでしょうか。

日 時 平成26年4月18日(金) 14時00分から17時00分

場 所 兵庫県トラック総合会館 大会議室

参加者 60名

内 容 講師：株式会社船井総合研究所 東京経営支援本部 上席コンサルタント 橋本直行 氏  
東京経営支援本部 高橋竜二 氏

「ドライバーも仕事もバンバン獲るセミナー」

- ①社長、ドライバーはこうすれば採れるんです！
- ②グループワーク
- ③普通の運送会社のWEBマーケティング成功法





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

## 陸災防創立50周年記念 平成26年度「安全衛生標語」募集のご案内

平成26年 4月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

当協会では、本年度も、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを入賞作品、それに次ぐものを佳作とし、平成26年11月19日(水)に東京都港区で開催いたします第50回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において顕彰するとともに、当協会のホームページや広報紙「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入賞作品は、当協会の安全ポスターのスローガンに用いるなどにより、広く企業・事業場で活用していただくこととしております。

特に本年度は陸災防創立50周年の記念すべき年であり、多くの皆様の応募をお願いします。

### 募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

### 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で、呼びかけるもの

- (1) 「荷役」部門…………… 荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- ② 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ③ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ④ 荷役作業時の墜落・転落の防止に関するもの
- ⑤ フォークリフト等荷役運搬機械による災害防止に関するもの

- (2) 「交通」部門…………… 交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 過労運転防止のための適切な休憩・休息の付与等に関するもの
- ② 交通KYT(交通危険予知トレーニング)の実施に関するもの
- ③ ゆとり運転や安全運転の実施に関するもの

- (3) 「健康・快適職場」部門… 心身の健康の確保・増進と快適な職場環境の形成を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- ② 健康の保持増進に関するもの
- ③ メンタルヘルス対策や腰痛予防に関するもの
- ④ 作業環境等の現状把握、目標設定や職場改善の実施に関するもの

### 応募の資格

次のいずれかに該当する方(家族の方を含みます。)

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

### 応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。

どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。

- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「平成26年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。  
この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。
  - ① 応募者の氏名とふりがな
  - ② 応募者の勤務先  
勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）  
勤務先の住所・郵便番号と電話番号
  - ③ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康・快適職場」）  
事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。
- (4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会までお送りください。
- (5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためだけに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

#### 募集の締切

平成26年7月31日（木）（「夏期労働災害防止強調運動」の最終日）  
郵送による場合は、7月31日当日までの消印のあるものを有効とします。

#### 入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
入賞作品	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
佳作	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード

- (2) 平成26年9月上旬に、当協会において入選作品を決定して、ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。  
平成26年11月19日（水）開催の第50回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の式典で、入選作品を発表するとともに、入賞者3名の方に対する表彰を行います。なお、大会会場（東京都港区）までの往復の交通費は、当協会が負担いたします。また、入賞者の代表として1名の方に、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。
- (3) 入選作品は、平成26年11月に、当協会のホームページや広報紙「陸運と安全衛生」で公表します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。
- (4) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。  
また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等でスローガンとして用います。

#### 応募先・お問合せ先

〒108-0014東京都港区芝5-35-1  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 総務部 広報課  
TEL : 03-3455-3857  
FAX : 03-3453-7561  
E-mail : h26hyougo@rikusai.or.jp

#### ホームページ

<http://www.rikusai.or.jp/>

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成26年7月16日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成26年7月17日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

### 4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成26年6月3日（火）～平成26年7月8日（火）必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

- ① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい）  
 ② 証明写真2枚（サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時 (12時～13時は除く)。

5. 持参品

受講票・筆記具 (えんぴつ・消しゴム・ボールペン)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

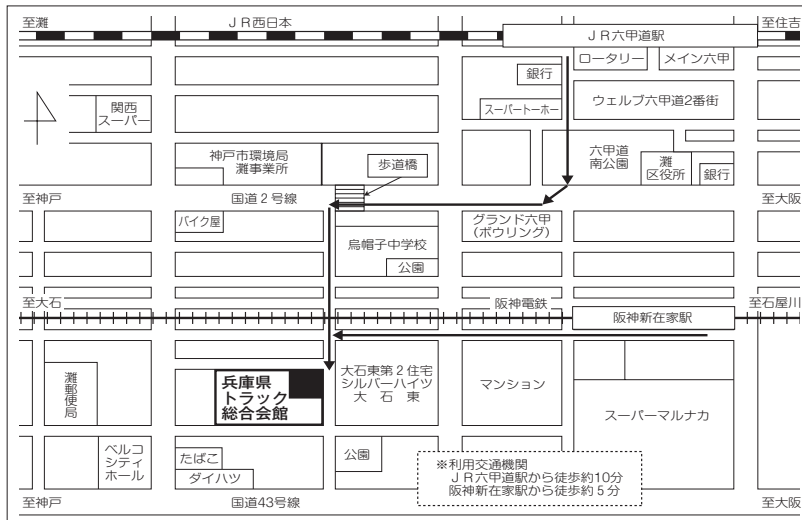
修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し  
て下さい。  
縦3.5cm  
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒		本籍	都道府県
	電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒		
	名称	電話	F A X	

## 証 明 書

受講者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に \_\_\_\_\_ 年 月から \_\_\_\_\_ 年 月まで  
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業者名 \_\_\_\_\_

事業者 \_\_\_\_\_ ㊟

書替・再交付年月日 ※ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。



**陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部  
平成26年度 技能講習等 実施計画表（予定）**

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回 2日間）

講師氏名（学科）上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時			講習科目（時間）	種類	実施場所
第1回	H26 7月	16日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		17日(木)	9:00～17:00		
第2回	11月	12日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		13日(木)	9:00～17:00		
第3回	H27 2月	18日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		19日(木)	9:00～17:00		

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

（登録有効期間満了日：平成31年3月30日）



## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成26年3月末現在）

（単位：円／リットル）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		111.58	114.45	123.66	123.53
出 光		113.46	118.68	121.42	121.50
J エ ナ ジ ー		113.00		126.00	133.90
コ ス モ		112.98	114.84	121.26	122.00
昭 和 シ ェ ル		112.50			
モ ー ビ ル		115.57		117.00	114.60
エ ッ ソ		114.15	114.50		123.67
そ の 他		113.92	115.60	121.19	119.27
総 計		113.44	115.99	121.79	122.42
26 ／ 2	全国平均	113.21	調査なし	119.65	120.41
	近畿平均	112.13		118.67	125.93

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成25年4月		110.88	112.96	118.02	118.86
平成25年5月		109.47	113.19	118.24	118.68
平成25年6月		107.21	109.08	117.56	116.20
平成25年7月		106.44	109.32	116.33	115.33
平成25年8月		109.60	111.37	116.28	119.35
平成25年9月		110.23	111.92	120.35	120.35
平成25年10月		110.68	113.35	120.28	120.08
平成25年11月		112.72	114.92	121.67	122.31
平成25年12月		113.73	116.01	122.19	123.73
平成26年1月		116.77	117.27	124.00	124.45
平成26年2月		115.86	118.44	124.02	125.18
平成26年3月		112.60	116.02	122.00	123.83
平成26年4月		113.44	115.99	121.79	122.42
年 間 平 均		111.51	113.83	120.21	120.83

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
26.3.19	但馬	一般	(株)雅運送	三宅 雅也	〒668-0014 豊岡市野田字河原田1 TEL 0796-23-6868 FAX 0796-23-6888
4.3	北播	一般 利用	(株)佐幸物流	森下 一三	〒675-2324 加西市北条町東南206-12 TEL 0790-43-1125 FAX 0790-43-1139
4.8	北播	一般 利用	(株)G&T	吉田 幸喜	〒675-2103 加西市鶉野町2158-1 TEL 0790-20-7321 FAX 0790-20-7322
4.14	西宮	一般 利用	(株)ユタカ	中 邨 一	〒665-0815 宝塚市山本丸橋4-61-5 TEL 0797-82-1505 FAX 0797-82-1503
4.15	但馬	一般 利用	SUGAI EXPRESS CARGO(株)	菅井 太郎	〒669-5241 朝来市和田山町土田318-2 TEL 079-673-3300 FAX 079-673-3301
4.15	但馬	一般 利用	アカバ運輸(株)	赤羽 和彦	〒669-5328 豊岡市日高町西芝237 TEL 0796-42-5366 FAX 0796-42-5368
4.17	明石	一般	(株)ナンキライン	南 喜久夫	〒675-1112 加古郡稲美町六分一1284-3 TEL 079-440-3316 FAX 078-967-2849
4.22	丹有	一般 利用	修成建設(株)	杉水流 修二	〒669-1341 三田市西相野778 TEL 079-568-3895 FAX 078-568-3955

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
26.3.25	東播	一般	トールエクスプレスジャパン(株)	ニール・チャールズ・ポーリントン
3.26	西播	一般	(株)北栄運輸	北本 雅啓
3.31	北播	一般	(株)コントラロジ	高 辰 朗
4.14	西播	一般 利用	木谷運送(株)	木谷 大介
4.30	明石	一般	コカ・コーラウエストロジスティクス(株)	下田 善計

## 変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
26.3.26	173	代表者	(有)清和興業 森崎 和泰	蓮池 洋美
3.26	156	代表者	(株)宮本組 宮本 茂一	西山 佳輝
3.28	149	代表者	ニッシンセントラル(株) 竹内 正司	大谷 幸司
4.11	139	代表者	(株)キャメルセンター 平岡 雅子	平岡 源丈

4.17	31	代表者・住所 TEL・FAX	(株)藤岡運送 藤岡寧発 大阪市浪速区大国1丁目8-4 TEL 0798-26-3234 FAX 0798-26-3220	中島大介 〒651-0086 神戸市中央区磯上通4丁目1-32-404 TEL 078-855-2209 FAX 078-855-2219
4.17	136	代表者	(株)愛 畑耕平	田路智徳

## (一社)兵庫県トラック協会通常総会のご案内

一般社団法人兵庫県トラック協会の「第56回 通常総会」を下記のとおり開催する予定です。会員の皆様には、後日資料を添付しご案内させていただきます。会員の皆様の万障繰り合わせのご臨席をお願いいたします。

### 記

#### 第56回 通常総会

日時：平成26年6月16日（月）14：00～

場所：兵庫県トラック総合会館

---

## 兵ト協ニュース表紙写真募集について

#### ■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

#### ■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

#### ■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

#### ■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
  - 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
  - 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。
- なお、応募作品は返却いたしません。  
※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。  
採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。  
ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

#### ■採用者

（一社）兵庫県トラック協会

#### ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
一般社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行  
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

---

## 兵ト協ホームページの会員専用ページパスワード

5 / 16 ~ 6 / 15

1137

# 協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
4・1	第7回法人組織改革等検討委員会	兵ト協	5・16	兵青協 HQT21 総会	「東天閣」 神戸市中央区
2	「過積載運行の根絶」合同キャンペーンの横断幕撤去	神戸市北区、山陽通神戸 北インターチェンジ付近	18	臨時運行管理者試験	TKP大阪梅田ビジネスセ ンター(大阪市梅田区)
6	春の全国交通安全運動		19	常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協
9	H26年度安全性評価事業 事前説明会	大ト協	20	運輸安全マネジメント研修会	兵ト協
11	自動車関係団体連絡会	自動車会館		全国道路利用者会議定時総会	東 京
12	兵青協チャリティ事業「電子辞書贈呈式」	三光塾 (西宮市)	21	新規事業者指導講習会	運 輸 局
	兵青協チャリティ事業「電子辞書贈呈式」	聖智学園 (淡路市)		KTS「新旧正副会長会議」	京 都 府
16	三木会	兵ト協	22	運輸安全マネジメント研修会	西 部 研 修 セ ン タ ー
18	兵青協「研修事業」	兵ト協		兵ト協 東神戸支部 総会	ホ テ ル モ ン ト レ 神 戸
19	兵青協チャリティ事業「電子辞書贈呈式」	広畑学園 (姫路市)	23	兵青協「第1回評議員会(総会)」	ホ テ ル 北 野 プ ラ ザ 六 甲 荘
21	適正化実施機関情報処理システム研修	東京都品川区(ネクストワ ークス・トレーニングセン ター)		尼運協 総会	ア ル カ イ ッ ク ホ ー ル
22	適正化事業指導員全国研修「初級研修」	全ト協		兵ト協 兵庫支部 総会	
23	KTS「正副会長会議」	神 仙 閣 (神 戸 市)		兵ト協 東播支部 総会	
24	兵ト協 神戸中央支部 総会	神 仙 閣	25	兵ト協 西宮支部 総会	
25	チャレンジ100実施結果検討会	パレス神戸	27	兵ト協 東部支部 総会	伊 丹 シ テ ィ ー ホ テ ル
26	兵ト協 北播支部 総会	西イェルホテル	28	理事会	兵ト協
	—5月の予定—		29	第37回引越部会総会	全ト協
5・9	運行管理者試験事前講習	兵ト協		兵ト協 西播支部 総会	
	兵ト協 西神戸支部 総会	ホテルオーク ラ神戸 34F		—6月の予定—	
10	兵ト協 丹有支部 総会	篠山市立四季の森 生涯学習センター	6・3	スマートエコロジ協議会・幹事会	大ト協
	兵ト協 但馬支部 総会	湯村 朝野屋		近ト協 幹事会	大ト協
	兵ト協 明石支部 総会			兵庫県不正軽油対策協議会	兵 庫 民 会 館
	兵ト協 天狼会 総会	ホ テ ル 日 航 姫 路	4	全ト協 理事会	全ト協
12	トラックの日行事検討プロジェクト	兵ト協	7	兵ト協 淡路支部 総会	ウ エ ス テ イ ン ホ テ ル
13	安全性評価事業説明会	兵ト協	16	兵ト協 通常総会	兵ト協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	18	三木会	兵ト協
14	法人組織改革等検討委員会	兵ト協	19	全ト協 通常総会	第 一 ホ テ ル 京
	安全性評価事業説明会	西 部 研 修 セ ン タ ー	23	書面化推進説明会	兵ト協
15	引越優良認定制説明会	兵ト協	24	書面化推進説明会	西 部 研 修 セ ン タ ー
	全ト協 総務委員会	全ト協	30	近ト協 理事会	ANAクラウン プラザホテル神戸
16	引越部会 分科委員会	全ト協		近ト協 総会	ANAクラウン プラザホテル神戸
	交付金運営委員会	兵ト協			

# 安全と安心をはこぶ マーク



インターネットを利用して  
申請書類が作成できます。  
申請案内など詳しくは  
「Gマーク」で検索を。

Gマーク



平成26年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性優良事業所」  
認定のための申請

7月開始!

申請受付期間

平成26年7月1日(火)～7月14日(月)  
土・日を除く

申請書類の領布期間

① 地方適正化実施機関※による領布

平成26年5月1日(木)～6月30日(月)  
土・日、祝日を除く

※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。

② インターネットによる入手(作成)※

平成26年4月16日(水)～7月13日(日)

※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で申請受付期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。  
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人  
全日本トラック協会

〒163-1519  
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階  
TEL.03(5323)7245 FAX.03(5323)7230